

湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(学校給食の実施回数) 第3条 学校給食を実施する回数は、教育委員会が定める基準により<u>小学校</u>の校長が別に定める。 (学校給食費の月額) 第4条 条例第5条の規則で定める額は、<u>学校給食を受ける児童の保護者等は児童1人につき3,000円とし、教職員その他学校給食を受ける者は5,500円とする。</u> 2 (略) (1) 児童、教職員その他学校給食を受ける者(以下「給食喫食者」という。)の学校給食に食物アレルギー等の理由による配慮が必要な場合 (2) (略) ┆ (4) (略) (学校給食の停止の届出等) 第9条 保護者等、教職員その他学校給食を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食の停止をしようとする日の属する月の前月15日までに学校給食停止届出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし、学校給食の停止が傷病その他やむを得ないと認められる事由による場合にあっては、学校給食	(学校給食の実施回数) 第3条 学校給食を実施する回数は、教育委員会が定める基準により<u>小学校及び中学校</u>の校長が別に定める。 (学校給食費の月額) 第4条 条例第5条の規則で定める額は、<u>次に掲げる額とする。</u> (1) <u>学校給食を受ける児童の保護者等は児童1人につき3,000円</u> (2) <u>学校給食を受ける中学校の第二学年以下の生徒の保護者等は生徒1人につき5,500円</u> (3) <u>学校給食を受ける中学校の第三学年の生徒の保護者等は生徒1人につき4,800円</u> (4) <u>小学校の教職員その他小学校において学校給食を受ける者は5,500円</u> (5) <u>中学校の教職員その他中学校において学校給食を受ける者は6,200円</u> 2 (略) (1) 児童、<u>生徒</u>、教職員その他学校給食を受ける者(以下「給食喫食者」という。)の学校給食に食物アレルギー等の理由による配慮が必要な場合 (2) (略) ┆ (4) (略) (学校給食の停止の届出等) 第9条 保護者等、教職員その他学校給食を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食の停止をしようとする日の属する月の前月15日までに学校給食停止届出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし、学校給食の停止が傷病その他やむを得ないと認められる事由による場合にあっては、学校給食	

現 行	改 正 後	備 考														
の停止をしようとする日の<u>3日</u> (当該日数の算定については、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。次項において同じ。)前までに当該届出書を町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 保護者等、教職員その他学校給食を受ける者は、前項の規定により停止していた学校給食の再開をしようとするときは、当該再開をしようとする日の<u>3日前</u>までに学校給食再開届出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。 様式第1号 様式第1号(第2条関係) 学校給食申込書 (略) <table><tr><td>学 校 名</td><td>湯河原町立 小学校</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 1 この申込書は、学校給食を受ける児童1人につき1枚ずつ提出してください。 2 この申込書は、提出日から児童が湯河原町立の小学校に在学する期間中有効です。ただし、提出した申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、その都度、学校給食変更届出書(様式第2号)を提出してください。 3 児童の給食提供に当たり、食物アレルギー、宗教上の理由等で特別な配慮が必要なときは、特記事項の欄に記入してください。	学 校 名	湯河原町立 小学校	(略)		の停止をしようとする日の<u>4日</u> (当該日数の算定については、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。次項において同じ。)前までに当該届出書を町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 保護者等、教職員その他学校給食を受ける者は、前項の規定により停止していた学校給食の再開をしようとするときは、当該再開をしようとする日の<u>4日前</u>までに学校給食再開届出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。 様式第1号 様式第1号(第2条関係) 学校給食申込書 (略) <table><tr><td>学 校 名</td><td>湯河原町立</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 備考 給食の提供に当たり、食物アレルギー、宗教上の理由等で特別な配慮が必要な場合は、特記事項の欄に記入してください。	学 校 名	湯河原町立	(略)								
学 校 名	湯河原町立 小学校															
(略)																
学 校 名	湯河原町立															
(略)																
様式第2号 様式第2号(第2条関係) 学校給食変更届出書 (略) <table><tr><td rowspan="2">学 校 給 食 を 受</td><td>学 校 名</td><td>湯河原町立 小学校</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr></table>	学 校 給 食 を 受	学 校 名	湯河原町立 小学校	(略)				様式第2号 様式第2号(第2条関係) 学校給食変更届出書 (略) <table><tr><td rowspan="2">学 校 給 食 を 受 け</td><td>学 校 名</td><td>湯河原町立</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr></table>	学 校 給 食 を 受 け	学 校 名	湯河原町立	(略)				
学 校 給 食 を 受		学 校 名	湯河原町立 小学校	(略)												
学 校 給 食 を 受 け	学 校 名	湯河原町立	(略)													

現 行	改 正 後	備 考
ける児童・教職員等 (略)	る児童・生徒・教職員等 (略)	
様式第 3 号 様式第 3 号（第 8 条関係） 学校給食費減免申請書 (略) (略) 対象となる児童 (略)	様式第 3 号 様式第 3 号（第 8 条関係） 学校給食費減免申請書 (略) (略) 対象となる児童・生徒 (略)	
様式第 4 号 様式第 4 号（第 8 条関係） 学校給食費減免決定通知書 (略) (略) 対象となる児童 (略)	様式第 4 号 様式第 4 号（第 8 条関係） 学校給食費減免決定通知書 (略) (略) 対象となる児童・生徒 (略)	
様式第 5 号 様式第 5 号（第 8 条関係） 学校給食費減免取消届出書	様式第 5 号 様式第 5 号（第 8 条関係） 学校給食費減免取消届出書	

現 行	改 正 後	備 考												
(略) 対象となる児童 (略) (略) 様式第 6 号 様式第 6 号（第 9 条関係） 学校給食（停止・再開）届出書 (略) <table><tr><td>学 校 名</td><td>湯河原町立</td><td>小学校</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	学 校 名	湯河原町立	小学校	(略)			(略) 対象となる児童・生徒 (略) (略) 様式第 6 号 様式第 6 号（第 9 条関係） 学校給食（停止・再開）届出書 (略) <table><tr><td>学 校 名</td><td>湯河原町立</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 (準備行為) 4 第 2 条に規定する申込書の届出に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により、行うことができる。	学 校 名	湯河原町立		(略)			
学 校 名	湯河原町立	小学校												
(略)														
学 校 名	湯河原町立													
(略)														